

2009年12月17日 全7頁

バーゼルⅡ改正案、近く公表

制度調査部
吉井 一洋

今週中にも公表

[要約]

- バーゼル銀行監督委員会は、2009年12月上旬にバーゼルⅡの改正案を議論し、内容を固めた模様である。今週中にも市中協議案が公表される可能性がある。
- 概要は下記のとおりのものである。
 - 自己資本のコア部分は普通株及び内部留保からなる。
 - バーゼルⅡを補完するものとしてレバレッジ規制を導入する。
 - 流動性規制を導入する。
 - 所要の経過措置を設ける（期間は定めない）。
- プロシクリシティ抑制のため、自己資本を好況時に厚く積み、不況時に取り崩す仕組みを導入する。その内容については2010年6月頃までに基本案を策定する。
- 今後、2010年半ばまでに、市中協議案のコメント募集と定量的な影響の分析を行い、2010年末までに自己資本水準の数値等を含む最終案を策定する。適用は2012年末までを目標とする。

I. 予想される新しい基準案の内容

◎2009年12月16日の日本経済新聞の朝刊では、自己資本比率規制の強化が延期され、新規制への移行に10年以上かける旨の記事が掲載されていた。

◎関係者にTEL取材したところ、「10年以上かけて移行する」旨は、明確に否定された。何らかの経過措置は設けられるが期限は明示されない模様である。

◎バーゼル銀行監督委員会は、早ければ今週中にも、新しい自己資本比率規制案を公表するものと思われる。

◎詳細な内容はまだ不明だが、2009年9月5日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同9月6日の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの公表文書、及び12月2日の金融庁政策会議で公表された「国際的に活動する銀行に関する規制改革の動き」の内容をまとめると、下記のとおりになる。

1. ストレス時に取り崩しが可能な資本バッファの構築の促進

○プロシクリシティ（景気循環増幅効果）を抑制するため、即ち、不況時に貸し渋りが発生することを抑制するため、自己資本を好況時に厚く積み、不況時に取り崩させる仕組みを新たに導入する。

- 最低水準を上回る、収益や信用関連変数等に基づく資本バッファを導入する^{注1}
- 社外流出（配当、自己株取得、報酬）の制限等の資本維持装置を含む

注1 最低比率を上下させる方法と最低比率の上にバッファを積む方法とがあるが、基本的には後者の方向で検討されている模様である。バッファの設定の仕方としては、固定方式（例えば、最低比率8%として、ターゲットとして11%などの数値を設定する方式）、マクロ変数に連動する変動方式、個別行の変数に連動する変動方式などがある。わが国では、金融庁総務課長の氷見野氏が、2009年3月に専門誌で、株価指数を用いて、自己資本比率の分母を調整する

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースター

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。レポートに記載された内容等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく修正、変更されることがあります。大和総研の親会社である大和証券ホールディングスと大和証券SMB C(株)及び大和証券(株)、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

案を提案している。

○上記の措置については2010年6月頃までに基本案を策定する。

○最低所要自己資本の過度なシクリカリティを抑制し、引当に関するよりフォワード・ルッキング的な手法を促すための措置の導入が求められていた。即ち、期待損失に基づいたよりフォワード・ルッキング的な引当の導入が求められていた。これについては、IASBが2009年11月に会計基準案「金融商品—償却原価と減損—」を公表している（2010年末までに基準化）。なお、スペインの銀行が導入しているいわゆる「ダイナミック・プロビジョン」（景気がいい時には引当て、悪くなったら取り崩す）については、IASBの11月の公開草案では、会計基準上は導入しないこととしている。

2. 銀行の資本の質の強化と構成要素の開示

■コアTier1の導入。

- ・自己資本のコアの部分（コアTier1）は、普通株式と内部留保からなる。
- ・繰延税金資産、無形固定資産、他の銀行や証券・保険会社等への出資分などは控除する。

参考1 既にバーゼル銀行監督委員会は1998年10月に、下記の理由から、議決権普通株式及び株主の利益に帰属している公表準備金又は内部留保が、Tier1自己資本の中心的な形態となるべきとの考えを示していた。

- ・通常の株主資本は継続ベースで損失吸収のため永久に使用可能
- ・配当の金額と時期について銀行に完全に裁量がある。即ち銀行の経営が悪化した時に経営資源の温存が可能である。
- ・議決権・・・銀行経営に市場規律が働く際の重要な要素である。

参考2 英国では、既にコアTier1比率4%以上を求めている（無形資産は控除しているが、繰延税金資産は控除していない）。「ターナー・レビュー」^{注2}では、将来的にはTier1比率を8%以上とし、景気ピーク時にコアTier1の2~3%のバッファーを設けることを提案している。

注2 「ターナー・レビュー」とは、英国のFSAが2009年3月に公表した「世界的な銀行危機への規制のあり方」とその付属討議文書を指す。

■普通株への転換権付優先株式は、コアTier1には含めない。（ただし、「5.導入時期」を参照）

■コンティンジェント・キャピタル（強制転換条件付証券）の可能性の検討を検討する

- ・普通株に転換できる劣後債・劣後ローンなどを導入する（米国が提案）。
- ・シティグループ、Lloydsが既に発行している。^{注3}

注3 詳細は大和証券SMBC金融証券研究所 グローバル金融メモ「金融機関の資本規制強化のアップデート」（2009.12.16 村木正雄）を参照のこと

3. バーゼルⅡを補完する指標としてのレバレッジ比率の導入

■レバレッジ比率規制（資本/総資産）の導入

- ・資産と負債のネットティング等、会計上の差異を完全に調整し、国際的に調和をとれたものにする。

- ・中央銀行総裁会議等の文書では、当初は第二の柱として導入するが、将来的には第一の柱への移行することを念頭においている旨が述べられていた。
- ・金融庁政策会議の資料では、多数国はバーゼルⅡを補完する指標として一律の規制を主張しているが、わが国等の主張により当面は各国の柔軟な運用を認める形で導入する旨が述べられている。

■資金流動性についての国際的な最低基準を導入

- ・中央銀行総裁会議等の文書では、ストレス時における流動性カバレッジ比率規制の導入とそれを補完するより長期的な構造に関する流動性比率を含む、資金流動性についての国際的な最低基準の導入が提案されていた。
- ・金融庁政策会議の資料では、ストレス時においても十分な流動性（現金、国債等）の保有を義務付けることとしている。

参考3 英国では、流動性リスク管理のためのコア・ファンディング・レシオの導入が提案されている。

例 (リテール預金+長期のホールセールファンディング) ÷ 負債

4. その他

■国境を越えて活動する銀行の破綻処理に関するシステミックリスク軽減のための勧告を公表する。

- ・バーゼル銀行監督委員会は9月17日に「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書及び勧告」を公表し、各国の破綻処理権限の強化及びそのクロスボーダーでの実施、金融機関独自の危機管理計画の策定、危機の伝播の抑止、などを求めている。
- ・危機管理グループの設置、法的枠組みの強化が求められている。

■システム上重要な銀行のリスクを軽減するための追加的な資本賦課の可能性も評価を行なう。

- 報酬はF S Bの「健全な報酬慣行に関する原則」に基づき、健全なリスク・テイク及び長期的なかつ持続可能な業績に沿ったものであるべきとしている。

5. 導入時期

○2010年半ばまで、銀行からのデータに基づく定量的影響度調査を実施する。

○2010年末までに水準調整を完了し、新たな自己資本水準等の数値を含む最終案を策定する。

○2012年を目途に、金融状況や経済の回復が確実となったときに、段階的に導入する。実体経済の回復を阻害しないよう、新たな措置を段階的に導入するための適切な実施基準を策定する。なお、中央銀行総裁会議等の文書では、政府による資本注入は、新規制の適用にあたりそれを満たすものとして取り扱う旨が示されていた。即ち、既に発行済みの公的資金の転換権付優先株は、コアTier1に含める可能性も示唆されていた。（なお、現時点では、民間向けの既発行の転換権付優先株も対象となる可能性も示唆されている）。

II. 既に導入済み・導入が決定されている措置

◎2009年7月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「バーゼルⅡの枠組みの強化」により、既に、下記の措置の導入が決定済みである。

1. 自己資本の強化・・・2010.12.31 までに実施

- (1) 資産担保証券（ABS）を原資産とする債務担保証券（ABSCDO）といった複雑な証券化商品の所要自己資本の引き上げ
- (2) トレーディング勘定におけるクレジット商品に対する追加的な自己資本賦課の導入
- (3) SIV などのオフバランス ABCP 導管体への流動性補完に関する自己資本比率規制上の取扱い強化

2. 流動性リスクの管理や監督に係るグローバルな健全性基準（サウンド・プラクティス）の強化（2008.9）

3. 銀行のリスク管理や監督手法の強化に係る取組み。特にストレス・テスト、オフバランスシート管理、価格評価実務などについて取組みを行う。・・・できるものから直ちに実施

4. 情報開示の改善等を通じた市場規律の強化・・・2010.12.31 までに実施

1. 自己資本の強化・・・2010.12.31 までに実施

- (1) 再証券化商品のリスク・ウェイト引上げ

◎再証券化商品のリスク・ウェイトは次のように引き上げられる。

標準的手法の場合

図表1 現行の証券化のリスク・ウェイト（標準的手法）

保有部分の格付け		オリジネーター	投資家
長期格付	AAA～AA-	20%	
	A+～A-	50%	
	BBB+～BBB-	100%	
	BB+～BB-	自己資本控除	350%
	BB-未満	自己資本控除	
	無格付	自己資本控除	
短期格付	A-1/P-1	20%	
	A-2/P-2	50%	
	A-3/P-3	100%	
	A-3/P-3未満	自己資本控除	
	無格付	自己資本控除	

※ 無格付けだが、最優先部分を保有しており、銀行が裏付資産の構成を常に把握している場合は、裏付資産を構成する個別の債権の加重平均リスク・ウェイト。

図表2 再証券化のリスク・ウェイト案（標準的手法）

保有部分の格付け		投資家
長期格付	AAA～AA-	40%
	A+～A-	100%
	BBB+～BBB-	225%
	BB+～BB-	650%
	BB-未満	自己資本控除
	無格付	自己資本控除
短期格付	A-1/P-1	40%
	A-2/P-2	100%
	A-3/P-3	225%
	A-3/P-3未満	自己資本控除
	無格付	自己資本控除

内部格付手法の場合

図表3 現行の証券化のリスク・ウエイト 内部格付手法のRBA方式

	外部格付	Nが6以上、かつ、最優先 (I A A方式による場合を含む)	Nが6以上 (基本リスク・ウエイト)	Nが6未満 (分散度合いが低い)	
		長期 格 付	A A A	7%	12%
A A	8%		15%	25%	
A +	10%		18%	35%	
A	12%		20%		
A -	20%		35%		
B B B +	35%		50%		
B B B	60%		75%		
B B B -	100%				
B B +	250%				
B B	425%				
B B -	650%				
B B - 未満 及び無格付	自己資本控除				
短期 格 付	A - 1 / P - 1		7%	12%	20%
	A - 2 / P - 2		12%	20%	35%
	A - 3 / P - 3	60%	75%	75%	
	A - 3 / P - 3 未満 及び無格付	自己資本控除			

Nは分散度合いを示す。EADの二乗の合計をEADの合計で除して算出

図表4 再証券化のリスク・ウエイト 内部格付手法のRBA方式

	外部格付	最優先	それ以外
		長期 格 付	A A A
A A	25%		40%
A +	35%		50%
A	40%		65%
A -	60%		100%
B B B +	100%		150%
B B B	150%		225%
B B B -	200%		350%
B B +	300%		500%
B B	500%		650%
B B -	750%		850%
B B - 未満 及び無格付	自己資本控除		
短期 格 付	A - 1 / P - 1	20%	30%
	A - 2 / P - 2	40%	65%
	A - 3 / P - 3	150%	225%
	A - 3 / P - 3 未満 及び無格付	自己資本控除	

※ 証券化は現行と同じ

(出所) 図表1~4 大和総研制度調査部作成

(2) トレーディング勘定におけるクレジット商品に対する追加的な自己資本賦課の導入

◎下記の措置が導入される。

- 証券化商品の個別リスクへの自己資本賦課を強化する。
- トレーディング勘定の損失がデフォルトよりは信用スプレッドの拡大や流動性の低下により生じていることから、証券化商品以外のクレジット関連商品に対して、VAR（バリュー・アット・リスク）で算出した一般市場リスクと個別リスクに追加するリスクとして、相手方が倒産するデフォルト・リスクだけでなく、それ以外のリスク（遷移リスク等）にも資本を賦課するよう見直す。これにより、銀行勘定とトレーディング勘定間の規制裁定行為が減少することが期待されている。
- ストレス状況における VAR（バリュー・アット・リスク）の算定を求めるなど、銀行の VAR を用いた内部モデルの改善や流動性の低いポジションの取扱いを見直す。これにより、マーケット・リスクに対する最低所要自己資本の変動性（プロクシカリティ）の緩和が期待されている。
- 流動性が高く分散されているポートフォリオに適用されている、株式に係る個別リスクの賦課を 4%から 8%に強化する。
- 影響度調査によると、平均的な所要自己資本額は、現行の 2~3 倍に増加する。

(3) SIV などのオフバランス ABCP 導管体への流動性補完に関する自己資本比率規制上の取扱い強化

◎下記の措置が導入される。

- 銀行が行う流動性補完についても、リスク・アセットを算出するために乗じる掛け目について、例えば、標準的手法の場合、契約期間 1 年以下の流動性補完に対して 20%の掛け目を適用していたのを 50%に引き上げる、市場が機能不全の場合のみ利用可能な流動性補完については掛け目を 0%としていたのを廃止し、50%とする。
- 内部格付手法においても市場が機能不全の場合の掛け目を 20%としていたのを廃止し、100%とする。

2. 流動性リスクの管理や監督に係るグローバルな健全性基準（サウンド・プラクティス）の強化

◎2008 年 9 月にバーゼル銀行監督委員会が「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」を公表している。

3. 銀行のリスク管理や監督手法の強化に係る取組み（できるものから直ちに実施）

◎下記の対応が求められる。

- 銀行横断的なガバナンスとリスク管理
- リスクの集中の管理
- オフバランス取引と証券化業務のリスクの把握—S I Vに対する事後的な支援などを受けて、レピュテーション・リスクや暗黙のサポート等についても、ターゲットとされている—
- 評価実務…バーゼル銀行監督委員会が「銀行の金融商品公正価値評価実務のための監督上のガイダンス」（2009. 4）を公表している。
- 流動性リスクの管理・監督…2 で対応
- 健全なストレス・テスト実務…バーゼル銀行監督委員会が「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」（2009. 5）を公表
- リスクと収益を長期的視野で管理するインセンティブ—健全な報酬スキームの促進—
…FSB が「健全な報酬慣行に関する原則」（2009. 4）を公表

4. 情報開示の改善等を通じた市場規律の強化

◎下記の情報開示が求められる。

- トレーディング勘定における証券化エクスポージャー
- オフバランス導管体に係るスポンサー業務
- 証券化の内部評価手法（I A A）及びその他のA B C P流動性補完
- 再証券化エクスポージャー
- 証券化エクスポージャーの価値評価
- 証券化エクスポージャーに係るパイプライン/ウェアハウジング・リスク